

平成29年  
10月から

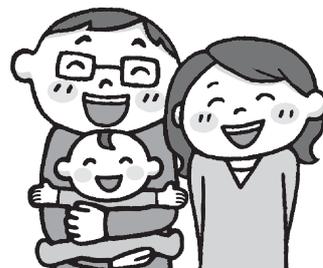
# 育児休業手当金が2歳まで 受けられるようになりました!

## ◆ 改正の概要

育児休業の対象となる「平成29年10月1日以後、2歳に達するまでの子」が、1歳6カ月時点で保育所等に入れない場合には、平成29年10月1日以後2歳に達するまで育児休業手当金が支給されます。

## ◆ 支給期間の再延長の手続き

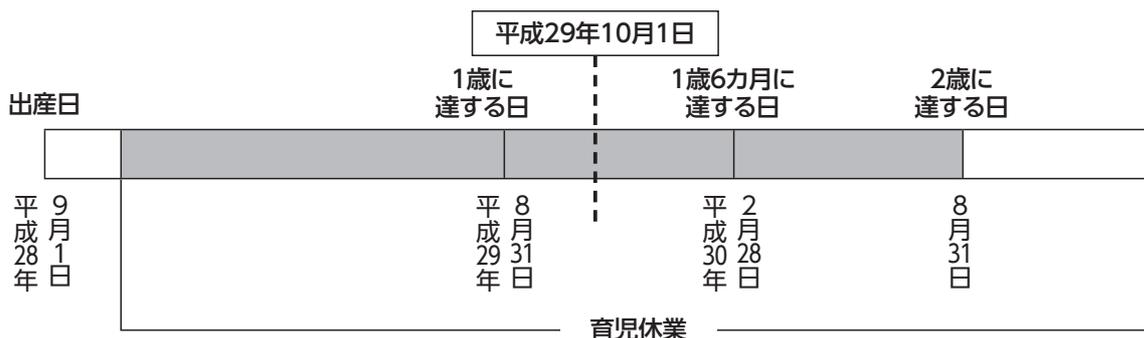
1歳6カ月から2歳に延長する時点で、改めて「育児休業手当金変更請求書(延長期間用)」と入所不承諾通知等を所属所の共済事務担当課へご提出ください。



## ◆ 支給期間の再延長のイメージ

### ケース①

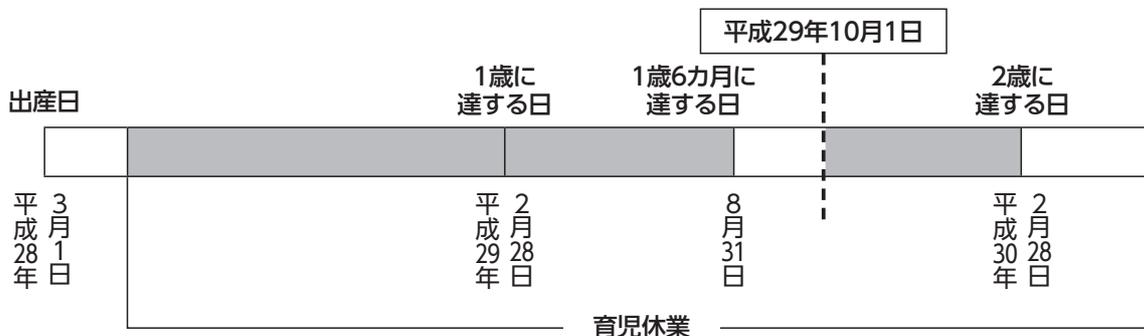
育児休業にかかる子が、1歳の時点で保育所等における保育の実施が行われないなどの場合による育児休業手当金の支給期間延長に該当し、平成29年10月1日以後、その子が1歳6カ月時点においても当面その保育が実施されない場合



- \*原則として、1歳6カ月時点の入所不承諾通知が必要です。
- \*保育の申し込み時期等については市区町村にてご確認願います。

### ケース②

1歳6カ月に到達し、育児休業手当金の支給が終了しているが、当面その保育が実施されない場合が続いており、平成29年10月1日以後2歳に到達する場合



- \*原則として、平成29年10月1日時点の入所不承諾通知が必要です。

※ 部分が育児休業手当金の支給期間

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306